

木曽地域に 「ツキノワグマ出没警報」を発出します

木曽地域において、ツキノワグマの人の生活圏での目撃件数が、平年の6月と比較し約2.3倍に増加したことに加え、単位面積あたりの目撃件数が判定基準を上回りました。

この結果、警報発出の要件である複数の基準が該当したため、現在発出している出没注意報を「**出没警報**」に引き上げます。(当初は出没注意報を6月26日まで発出)

ツキノワグマ出没警報の発出期間

- **木曽地域** 令和8年6月26日(金)から令和8年7月10日(金)まで
(対象市町村：上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)

人の生活圏でのクマ目撃件数

- 平常年との比較
平年 6月40件、今年 6月91件 (6月1日～6月25日)
平年比 **2.3倍** (警報発出基準④)
(上松町21件、南木曽町11件、木曽町22件、木祖村5件、王滝村22件、大桑村10件)

- 単位面積あたりの目撃件数(実数)の比較
木曽地域の基準：1カ月あたり46件以上、**6月91件**
(100km²あたりの目撃件数3件以上の場合に該当) (警報発出基準⑥)

出没警報の発出基準 別紙のとおり
(別紙 判定基準の④及び⑥の複数の基準が該当したため)

県内の出没注意報・警報の発出状況

- 松本地域 【注意報】5月22日(金)～7月3日(金)
- 北アルプス地域 【警報】6月24日(水)～7月10日(金)

クマによる人身被害発生状況(全県)

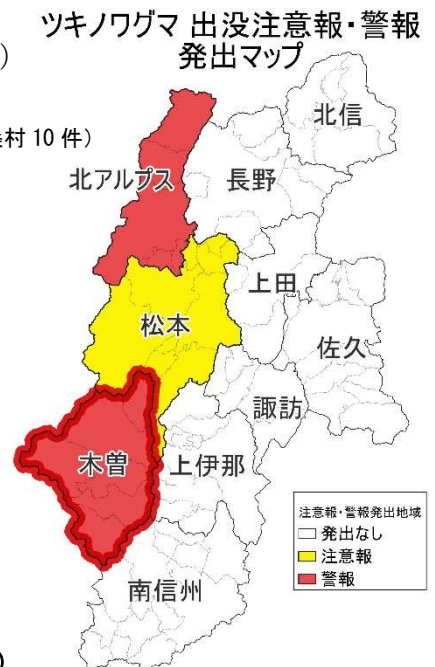
令和8年度(6月25日現在)：**1名**(1件)
(令和7年度：16名 11件)

県民の皆様へのお願い

- ・人身被害を防止するため、外出時の注意や集落周辺の環境管理等の対策の徹底をお願いします。
詳しくは、別紙「**夏のクマに注意**」をご参照ください。
- ・注意報・警報を発出していない地域の皆様も、人身被害を防ぐため引き続きご注意ください。

【参考：長野県ホームページ】ツキノワグマについて知っていただきたいこと

(県民の皆様・長野県を訪れる皆様へ) <https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/bear.html>



長野県産木材のある
穏やかな暮らしをマークにしました

つなぐ木のいのち

NAGANO WOOD PRODUCT



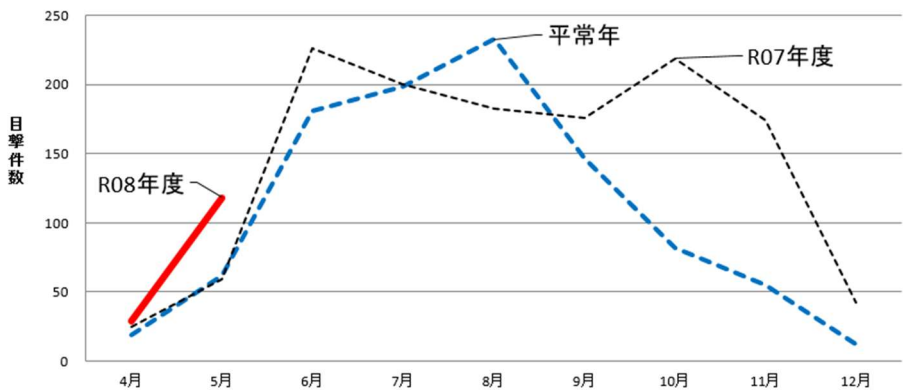
(問合せ先)
担当 森林づくり推進課鳥獣対策係
神谷、内藤
電話 (直通) 026-235-7273
(代表) 026-232-0111 (内線) 3266
FAX 026-234-0330
電子メール choju@pref.nagano.lg.jp

人の生活圏におけるツキノワグマの目撃状況

令和8年6月26日 現在

- ・現在、クマ出没警報を「木曽地域」及び「北アルプス地域」に、出没注意報を「松本地域」を発出しています。
「木曽地域」では、平年月に比べて目撃件数が2倍以上あり、また単位面積あたりの目撃件数が基準を上回ったことから、「出没注意報」を「出没警報」に引き上げます。
- ・本来クマの生息域は森林ですが、これから夏にかけては、山中でクマのエサとなるものが少なくなるため、エサを求めて森林以外の場所に活動範囲を広げるなど、例年は夏の目撃が増加します。
- ・出没注意報・警報が発出されていない地域においても、人の生活圏での目撃が増える時期になります。出没したクマが人の生活圏を餌場として認識し、繰り返し出没することを防ぐためにも、家庭の畑の廃棄野菜、生ゴミなどの適切な管理・処分を徹底していただくをお願いします。

人の生活圏でのツキノワグマの目撃件数の推移



令和8年度クマ出没注意報・警報発出基準（管内別）

発出区分	判断観点	判定基準	発出条件
注意報	平常年との比較（月）	① 生活圏での目撃件数が 平常年の1.5倍以上	①のみで発出
	前週との比較（週）	② 2週連続して 5件／週 以上かつ前週比1.5倍以上	②のみで発出
警報	人身被害	③ 生活圏で人身被害が発生	③のみで即時発出
	平常年との比較（月）	④ 生活圏での目撃件数が 平常年の2倍以上	④～⑥の複数該当で発出
	前週との比較（週・高水準）	⑤ 2週連続して 7件／週以上かつ前週比2倍以上	
	単位面積あたりの目撃件数（実数）の比較（月）	⑥ 広域圏ごとの比較数値 佐久：39件、上田：33件、諏訪：25件、 上伊那：40件、南信州：58件、 <u>木曽：46件</u> 、 松本：55件、北アルプス：34件、 長野：46件、北信：31件 （算出方法：100km ² あたり目撃件数3件）	
特別警報	追加条件	⑦ 堅果類の凶作が予測され大量出没が見込まれる	警報発出＋⑦該当時

- 平常年 …大量出没だった H26 年を除く、H25 年度から令和7年度（12 年間）の平均値をいう。
- 単位面積あたりの目撃件数（実数）の比較（月）…令和6年度に警報を発出した地域の実績（100 km²あたり目撃件数3件）を基準として、単位面積あたりの目撃件数がこれを上回った場合の基準をいう。